

指名停止措置一覧（業務委託）

令和3年（2021年）3月1日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				(始)	(終)		
有限会社　マスナガ産業	代表取締役	増永　昭一	熊本市東区尾ノ上2丁目5-8	令和2年 (2020年) 12月4日	令和3年 (2021年) 6月3日	有限会社　マスナガ産業は、本市発注の定例見積合わせにおいて落札した①「会議テーブル（西原小）」（令和2年(2020年)9月25日契約）及び②「ビデオカメラ用ライト他」（令和2年(2020年)11月18日契約）について、正当な理由なく、納期内に納品することができなかったものである。（①納期：令和2年(2020年)11月30日　②納期：令和2年(2020年)12月1日）	正当な理由なく、納期内に納品することができなかったことが、「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」第2条第1項別表第1第4の項（契約違反）に該当するため。 さらに当該業者が、過去5年間で4度の指名停止措置を受けているにもかかわらず、今回上記事実を発生させていることに鑑み、同要綱第4条第4項にも該当するもの。